

たければ今晚直ちに却下されず、明日まで延期されたし。と之を阻止して、有利なる幾多の書類を提出して留保の證據申請につき新なる申請理由を追加せり。

布施氏等は我が國刑事訴訟法は一面裁判官に自由心證を保障すると共に、他面裁判官の直接口頭審理と公開審理との二大原則を徹底して所謂自由心證の誠實と公平に俟つ事實認定の絶対權を附與したるものなるが近來の裁判傾向は動もすれば裁判官自ら直接口頭の審理に入るに先立ち、既に記録に囚はるゝ嫌あるを難じ。而かも其の證據記録は公平中正にして毫も偏見なしとは云ひ難きものにして、裁判所は眞實發見の職務信條に盡粹せざる弊あるが、記録の一瞥に囚はれたる裁判官の事件觀は勢ひ粗慢を免れず、辨護人の證據申請を容るゝにも甚だ偏狹なり、特に著しきは身分高きもの取調べは多く檢事豫審の取調に委し、其の供述に矛盾あり齟齬あらば裁判所自ら之を整理し補綴して、過信に近き程度にまで身分高きもの證言を信用するの弊ありとて、中大路所長等に對する訊問の態度を難じ、二階堂裁判長等が十一月三日の公判に於て檢事の意見も聽かず、辨護人の希望をも徴せず、既に出廷したる證人のみの取調べを了するや、遽かに當日出廷せざる證人及川仁左衛門の證人取消を宣したる態度、留保の證據申請一切を棄却し去らむとする態度は裁判をなすに熟する丈の心證を得たりとなすに充分なりと見るを得べしと云ひ、法の命じたる手續を履踐して、法の要求したる精神を完ふせるものと云ひ得ざるものなりと難じ充分なる訊問、檢證を行はずして、

裁判を爲すに熟すとは豫斷にして法の精神に戻るものなればとて、遂に辨護人としての職務盡忠のために餘儀なく忌避の申請をなすものなりとなせり。

以上は労働争議事件に附隨して起れる裁判官忌避事件の經過の概要なるが、此の裁判判決後は、延いては一般労働争議に關する判決にも一新例を導くに至るべきを以て勞資間に多大の注意を喚起せる一事件として刮目に價す。之れ今回特に裁判官をして狼狽せしめたりと傳へらるゝ關係中央官廳よりの取寄参考書類足尾、日立、釜石各鑛山に起りたる労働争議紛擾の調査報告の全文を記して報告となす所以なり。